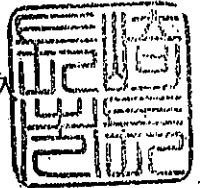


長崎市地球温暖化対策施設整備事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和5年4月21日

長崎市長 田上 富久



長崎市地球温暖化対策施設整備事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎市地球温暖化対策実行計画に定める2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロのまちを目指すゼロカーボンシティ長崎の実現のため、自家消費型太陽光発電設備等を導入する者に対し、予算の定める範囲内において、長崎市地球温暖化対策施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自家消費型太陽光発電設備 太陽電池を利用して太陽光を電気に変換する発電設備（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項に規定する事業に用いるものを除く。）であって、当該発電設備から得られる電力を当該発電設備を設置した施設において、自ら消費することを目的とする

ものをいう。

(2) 蓄電池 自家消費型太陽光発電設備で発電した電力を効果的に利用するための蓄電システムであって、平時において充放電を繰り返すもの（停電時のみに利用する非常用予備電源を除く。）をいう。ただし、本事業により導入する自家消費型太陽光発電設備と併せて導入するものに限る。

(3) 電気自動車 電気のみを動力源とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。）をいう。ただし、自動車検査証における初度登録年月が補助金の交付決定を受けた月以後であって、使用の本拠の位置が本市区域内であるもの限り、かつ、事業用自動車（道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第2項の自動車運送事業の用に供する自動車をいう。）を除く。

(4) 充電設備 電気自動車を充電するための設備であって、次に掲げる設備で構成されるものをいう。ただし、本事業により導入する電気自動車と併せて導入する設備に限る。

ア 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有し、一基当たりの定格出力が10kW未満の充電設備であって、充電コネクタ、充電ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。

イ 充電用コンセント 電気自動車に附属する充電ケーブルを接続する200V対応の専用のプラグの差込口をいう。

ウ 充電用コンセントスタンド 充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体をいう。

(5) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項の性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項の接待業務受託営業を行う事業者（旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の規定により許可を受けて営業するものを除く。）を除く。

(6) 市内中小企業者 市内に本店、主たる事業所、工場又は宿泊施設を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に前条第1号から第4号までに掲げる設備（ただし、中古品を除く。以下「補助対象設備」という。）を導入する市内中小企業者とする。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が自ら使用する補助対象設備を導入する事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付決定の前に着手した自家消費型太陽光発電設備、蓄電池、電気自動車及び充電設備の導入は、補助対象事業としない。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する費用（補助対象設備の設置等の工事に要する費用、消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げる補助対象設備に応じて、それぞれ

れ当該各号に定める額とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 自家消費型太陽光発電設備 太陽電池出力（太陽電池の公称最大出力の合計値とし、小数点以下を切り捨てた値とする。）1kW当たり40,000円を乗じて得た額又は2,000,000円のいずれか低い額
- (2) 蓄電池 蓄電池の蓄電容量（単電池の定格容量に公称電圧及び使用する単電池の数を乗じて得た値（その値に小数点第1位未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた値））1kWh当たり60,000円を乗じて得た額又は1,200,000円のいずれか低い額
- (3) 電気自動車 普通自動車にあつては1台当たり200,000円、軽自動車にあつては1台当たり100,000円
- (4) 充電設備 購入に要した費用の4分の1に相当する額  
（交付の申請）

第7条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、長崎市地球温暖化対策施設整備事業費補助金交付申請書（第1号様式）とする。

- 2 規則第3条第1項に規定する市長が定める期日は、補助対象事業を行う年度の3月末日とする。
- 3 補助金の交付の申請は、同一交付対象者につき、1回限りとする。
- 4 規則第3条第1項第1号の事業計画書は、長崎市地球温暖化対策施設整備事業計画書（第2号様式）とする。
- 5 規則第3条第1項第5号の市長が必要であると認める書類は、次のとおりとする。
  - (1) 暴力団等の排除に関する誓約書（第3号様式）
  - (2) 補助対象者が個人事業主である場合にあつては税務署へ提出した直近の収支内訳書又は所得税青色申告決算書の写し、補助対象者が法人

である場合にあっては法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

(3) 補助対象設備の導入に要する費用の見積書、内訳書等の補助対象経費が確認できる書類

(4) 補助対象設備の機能を詳細に確認できる書類

6 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第2号から第4号までの書類の添付は、省略させるものとする。

（交付及び不交付の決定）

第8条 規則第22条の規定により、補助金の交付の決定の通知は、規則第6条第1項の補助金等交付決定通知書に代えて、補助金交付決定通知書（第4号様式）によるものとする。

2 規則第6条第2項の通知は、補助金不交付決定通知書（第5号様式）によるものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項の別に定める期日は、規則第6条第1項の規定による通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（実績報告書）

第10条 規則第12条の別に定める期日は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業が完了した日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第1号の収支計算書は、長崎市地球温暖化対策施設整備事業収支計算書（第6号様式）とする。

3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 設備導入後の全体及び当該設備の全容がわかる写真

(2) 電気自動車の導入にあっては、第2条第3号に規定する車両であることがわかる書類

(財産の処分の制限)

第11条 規則第19条ただし書の市長が別に定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める資産の耐用年数とする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

第1号様式（第7条関係）

長崎市地球温暖化対策施設整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

氏名



電話番号

（事業所の場合は、事業所名及び代表者名）

長崎市地球温暖化対策施設整備事業費補助金交付要綱第7条第1項の規定により次のとおり申請します。

設備の設置箇所	
設備の区分	<input type="checkbox"/> 自家消費型太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> 充電設備
設備の導入完了（予定）日	
経費所要額	
補助申請額	
添付書類	1 長崎市地球温暖化対策施設整備事業計画書（第2号様式） 2 見積書等の写し 3 補助対象設備の機能を詳細に確認できる資料 4 個人事業主にあつては、税務署へ提出した直近の収支内訳書又は所得税青色申告決算書の写し、法人にあつては、法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 5 市税の完納証明書及び県税の納税証明書（未納がない証明）、消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことを証明する納税証明書の写し 6 暴力団等の排除に関する誓約書（第3号様式）

第2号様式（第7条関係）

長崎市地球温暖化対策施設整備事業計画書

1 企業概要

所在地			
会社名（商号）			
役職及び代表者名			
設立年月日		資本金	
従業員数		主たる業種	
担当者名	氏名		
	電話番号		
	メールアドレス		

2 事業計画

事業実施期間	
計画内容	<input type="checkbox"/> 自家消費型太陽光発電設備 メーカー： 太陽電池の公称最大出力と使用枚数：
	<input type="checkbox"/> 蓄電池 メーカー： パッケージ型番： 蓄電容量：
	<input type="checkbox"/> 電気自動車 メーカー： 車名：
	<input type="checkbox"/> 充電設備 メーカー： 形式：



年 月 日

（あて先）長崎市長

所在地  
法人名（商号）  
役職・代表者名

### 暴力団等の排除に関する誓約書

私は、 年度長崎市地球温暖化対策施設整備事業費補助金交付申請を行うに当たり、次の事項について誓約します。

この誓約事項に反した場合、補助金等の交付の決定の取消し及び返還に異議なく応じます。

また、市が必要な場合には、長崎県警察本部に照会することについて承諾します。

1 自己及び本事業実施主体の構成員等は、次のアからウのいずれにも該当するものではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のアからウのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（長崎市暴力団排除条例（平成24年長崎市条例第59号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）

イ 暴力団員（同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。）

ウ 暴力団関係者（同条例第12条に規定する暴力団関係者をいう。）

2 補助事業等又は間接補助事業等を行うにあたり、上記アからウに掲げる者（以下「暴力団等」という。）と契約を締結しません。

3 暴力団等をこの事業に係る間接補助事業者にしません。

氏 名	フリガナ	生年月日	住 所

補助金交付決定通知書

年 第 月 号 日

住所  
氏名 様

長崎市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、長崎市地球温暖化対策施設整備事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

交 付 決 定 金 額	円
設 備 の 設 置 箇 所	
設 備 の 設 置 区 分	<input type="checkbox"/> 自家消費型太陽光発電設備 <input type="checkbox"/> 蓄電池 <input type="checkbox"/> 電気自動車 <input type="checkbox"/> 充電設備
設備の設置完了(予定)日	年 月 日
交 付 条 件	

補助金不交付決定通知書

年 第 月 号 日

住所  
氏名 様

長崎市長 印

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、長崎市地球温暖化対策施設整備事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

不 交 付 の 理 由	
-------------	--

長崎市地球温暖化対策施設整備事業収支計算書

1 収入の部

(単位:円)

区 分	決算額	備 考
① 補助金		
② 自己資金		
③ その他		
合 計		

2 支出の部

(単位:円)

区 分	決算額	備 考
合 計		